

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

令和7年6月16日

摂 津 市 議 会

目 次

総務建設常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第40号所管分の審査-----	3
質疑（塚本崇委員、藤浦雅彦委員、安藤薫委員）	
議案第44号の審査-----	7
質疑（塚本崇委員）	
議案第46号の審査-----	8
質疑（安藤薫委員、藤浦雅彦委員）	
議案第43号の審査-----	9
質疑（塚本崇委員、安藤薫委員）	
議案第47号の審査-----	11
質疑（安藤薫委員）	
議案第45号所管分の審査-----	12
質疑（塚本崇委員、安藤薫委員）	
採決-----	15
閉会の宣告-----	16

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年6月16日（月）午前 9時59分 開会
午前11時 3分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	南野直司	委員	藤浦雅彦
委員	安藤 薫	委員	三好義治	委員	塚本 崇

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎
総合行政委員会事務局長 溝口哲也
市長公室副理事兼政策推進課長 古賀順也
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
総務部副理事兼情報政策課長 大西健一
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志
人事課長 松本泰洋 人権女性政策課長 末永美由紀
資産活用課長 浅田明典 市民税課長 石坂直樹
納税課長 藤原英昭 総合行政委員会事務局次長 下郡光礼

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件（審査順）

議案第40号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分
議案第44号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第46号 摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 4 3 号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 4 7 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 4 5 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 3 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和7年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分の審査ほか5件でございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私はこの場を一旦退席いたしますけれども、待機をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付してあります案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

最初に、議案第40号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

1点目、12ページ、テレビ受信料につ

いて、これは何年分を遡るのでしょうか。2点目、いじめ問題再調査委員会委員報酬です。昨年度で、一旦この調査が終わると聞いておりました。改めて、今回補正を上げられたことに対して、どの程度のボリュームの作業を予定されているのかをお聞きしたいと思っております。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

何年分を遡るのかですが、NHKの受信料の消滅時効は通常5年となります。

しかしながら、平成29年の最高裁判決で、消滅時効は受信契約成立時から進行するとされております。ですので、契約締結前の受信料が時効消滅することはないとされておまして、一番古いもので言いますと、公用車のカーナビゲーションシステムで、平成19年度からとなります。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 それでは、いじめ問題再調査委員会委員報酬の補正について、お答え申し上げます。

昨年度は11月から1月にかけて関係者への事実確認と面談を行い、1月以降でまとめ、2月に再発防止策の検討や答申書原案の作成を行い、3月末には市長へ答申することで、目標を立てておりました。ヒアリングは12月頃まで順調に作業は進んでおりましたが、複数の方から聞き取りをする中で、再度、新たな事実が出てきたりということがありまして、もう一度聞き取りをする必要性が出てまいりました。

そういったところもございまして、再度スケジュールの調整など予定を変更せざるを得なくなりました。

今後の見通しですけれども、ヒアリングにつきましては、再度1件の必要性がまだ残っておりますが、同時に報告に向けての作業を進めておるところです。

今後、6月から7月にかけては、これまでの調査分析の方針を行いながら、報告書の骨子案を作成し、8月中旬以降に報告書を一旦完成させて、関係者への説明を予定しております。

目標としましては、9月中には答申を行うよう準備を進めていくというのが、今の予定でございます。

ただ、かなりセンシティブな案件でございますので、引き続き慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

一番古いもので平成19年度ということで、相当遑って支払わなければいけません。平成19年度と申しますと、今から18年前でしょうか。その18年の間、気付かずにいたということも、やっぱり問題じゃないかと思えます。こういったことがないように、再発防止に努めていただきたいのと、いじめ問題再調査委員会に関しましては、先ほど課長から答弁がございましたように、センシティブな問題もあります。そこは慎重に進めていただきながら、その内容によっては、市が負うリスクも必ず存在しますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

何点か質問させていただきたいと思えます。まず、10ページ、歳入であります。雑入として145万7,000円を水道・

下水道事業会計から繰り入れられておりますけれども、この内容について教えていただきたいと思えます。

次、12ページ、先ほどの質問でありましたNHKの受信料でございます。これは、全てのテレビにおいて受信できる台数を支払わないといけないということだったと思えます。例えば、車とかカーナビも映るやつはその分を取られることになったと聞いています。ただし、見ないのにこれからは払い続けるのは、やっぱりよくないと思えますので、経費削減として、見るものは必要で仕方ないとしても、見ないものについて、どんな対応をされたのか、聞いておきたいと思えます。

それから、選挙費用です。投票立会人等報酬について増額されています。人件費を上げていただいたと思うのですが、以前に、この立会人の単価が低過ぎるということ指摘しました。最低賃金を割っているということで、指摘したことがあると思えます。今回の分でどれぐらいのことになるのか、最低賃金程度まで引き上がったことになるのかと、それからもう一つは、参議院議員通常選挙と市議会議員一般選挙で、金額が違ってきます。同じにならんのではないかと思うわけですが、なぜ変わっているのかについても教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問にお答えいたします。

まず、歳入の分で、水道・下水道事業会計からの収入145万7,000円についてでございます。

こちらについては、事業所等住居以外の場所に設置する受信機につきまして、同一

の敷地内に設置した受信機は一括して放送受信料を契約して支払う場合、2 契約目以降、放送受信料が半額となる事業所割引というものがございます。

現在、市役所の庁舎、それから消防庁舎、上下水道部の庁舎につきましては、同一敷地内とみなして契約しておりまして、一旦、上下水道部から収入という形で入れて、一般会計から合わせて支出しているものでございます。

もう一点、契約についての今後の対応でございます。

今回、一般会計分と言いますと、テレビ 6 台、カーナビ 1 4 台、携帯電話 9 台の漏れがあったということでございます。このうちカーナビゲーションシステムについては、消防車両を除いて、全て放送受信ができないような形で修繕済みでございます。

携帯電話につきましては、放送受信機能がないものに、今後更新してまいります。

残るテレビの設置ですけれども、こちらにつきましては、必要性を確認して、適正に配置していきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 それでは、投票立会人等報酬に関わります御質問にお答えをいたします。

まず、1 点目が、今回増額になった中で、昨年の決算審査に係る委員会のために、単価がどのくらいであるかという御質問をいただいた件かと思えます。

今回ですが、投票立会人につきましては、日額が 1 万 9 0 0 円から 1 万 2, 4 0 0 円ということで 1, 5 0 0 円の増額となっております。

時間当たりの単価でございますが、午前

7 時から午後 8 時までの投票時間でございますので、1 3 時間で割りますと、約 9 5 4 円になるかと思えます。

増加率といたしましては 1 3. 8 %ほどの増加になります。決算審査に係る委員会の際にも御答弁申し上げましたが、立会人の方には長時間にわたりまして御協力をいただいております。選挙管理委員会といたしましても、御負担を軽減することは課題であると考えております。こうした中で、単価が増額されたのは、僅かではございますが、小さな一歩、つまり前進ではないかと考えております。

それから、2 点目、参議院議員通常選挙費と市議会議員一般選挙費とで、金額が違う理由についてでございます。

こちらにつきましては、期日前投票の期間が参議院議員通常選挙と市議会議員一般選挙で違うことが主な理由となっております。

参議院議員通常選挙では 1 6 日間、市議会議員一般選挙では 6 日間となりますので、その分の日数の違いが出ております。あと、開票に立ち会っていただく方の人数も、参議院議員通常選挙では最大 2 0 人、市議会議員一般選挙では 1 0 人となり、その人数の違いから、金額に差が生じておるものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

最初に、投票立会人の報酬ですけど、少し上げていただいたということで、これは一定評価をしたいと思えます。ただ、報酬やから、賃金ではないのは分かるんですけど、やっぱり最低賃金に近づけていただく。できれば、最低賃金は保障していただく。これも募集されてお願いしておられるの

はよく分かっているのですが、それに見合う金額に上げていただけるように、今後また御努力をお願いしたいと思います。

それから、もう一つNHKの受信料については、よく分かりました。最大努力していただいて、経費削減のために、様々に努力していただいているということです。ただ、携帯を解約してやり替えるのは、費用がかかると思いますので、その辺は、費用対効果もよく勘案をしてNHKのことだけを考えるのではなくて、1円でも費用対効果のよいほうを選んでいく姿勢が大事だと思いますので、お願いしておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 テレビ受信料について少しお聞きしておきたいと思います。

塚本委員、藤浦委員から、もう既に質問があつて、御答弁もされているんですけども、カーナビにおいては平成19年度からということですから、カーナビにテレビ機能がついた頃から、認識できていなかったと解釈していいのかなどなのか。それから、携帯、それと、それぞれの施設に置かれているテレビについて、同一事業所内であれば、2台目以降は半額ということですが、いろいろ出先機関等にもテレビなどがあると思うんです。そのテレビの受信料については、最初からずっと払っていなかったのか、もしくは一定のところまで払っておられたけども、ある時点で払うことが止まってしまったのか、その辺はどういう実態だったのか、確認させていただきたいと思います。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、カーナビについては、平成19年度から契約漏れがあるんですけども、これが最初からだったのかでございます。

我々としては、ナビゲーションシステムが必要で購入しておりますが、テレビを受信する機能について、購入したときから認識がなかったところでございます。

出先機関につきましては、一定、テレビの受信契約はしているところでございます。

しかしながら、途中で買ったものとか、例えば、寄附としてもらったものを受信できる部屋に設置したときは、契約をしないといけないという認識が不足していたと考えております。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

公用車のカーナビで、まさかテレビが見れるとか、そういった意識がなかなかないのは、十分理解できるころではあります。やはりNHKの受信料は、公共放送を維持していく上では、求められているものであって、公共の立場から言うと、漏れていたのは、非常に手抜きだったと言わなければいけないと思います。

心配しているのは、NHK受信料に限らず、特に施設管理していく上では、いろいろ付随のものをたくさん管理しておられるかと思うんです。もちろん建物の総合委託等で専門の業者に委託している部分については、それほど心配はないかもしれませんが。しかしながら、集会所なども含めて、きちんとした体制と、漏れがないのかというチェック、それから、今まで払えていたけども突如払えなくなったことについては、施設管理者としての質が問われます。場合によっては、引継ぎ等がうまくできていなかったんじゃないかということ

になりますと、受信料の漏れにとどまらない、ほかの問題も起きる可能性というのは想像してしまいます。そういう点は、改めて今回のことを機に、再度受信料に限らず、全体のチェックをしていただきたいということで申し上げておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、議案第44号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、議案第44号について質問させていただきます。

第6条中及び第8条中、7円73銭を8円38銭、第11条中、541円31銭を586円88銭に改めるとありますが、まずこの改めるところの金額の根拠について、分かれば教えてください。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 御質問にお答えをいたします。

公費負担に係る部分の金額の増額ということで、公職選挙法施行令に規定がございまして、今回、物価変動等の影響に鑑みまして、ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたものでございます。

こちらにつきましては、公職選挙法の規定によりまして、地方公共団体の長の選挙、あるいは議会の議員の選挙につきましては、条例で規定すると定められておりますので、併せて条例を改正するものでございます。

こちらの単価についてでございますが、増額につきまして、今回国から通知がされております。この根拠につきましては、法律に基づくものという御回答になってしまうのですが、物価変動等の影響を受けたものを鑑みて決定された金額であると認識をいたしております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 法に基づいた根拠だということですが、例えば、市議会議員一般選挙、ビラの枚数は、頒布することができる枚数4,000枚です。これを8円38銭で換算すると3万3,520円。ところがポスターの場合は、合計40万8,390円と16銭で端数が出ます。選挙管理委員会としては、銭という単位での取り引きをされているんですか。この辺について教えてください。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 今回の改正で、円より小さい銭という形での規定があるかという御質問でございます。こちらの単価は、ポスター1枚当たりの作成単価を出すための基礎額の増額となっております。その計算の過程において、円よりも小さい銭の部分についても使用をいたしておりまして、計算の過程では1円未満を切り上げております。なお、今回の改正を受けて、ポスターの作成の単価が、1枚当たり幾らになるかということで計算しますと、2,602円に増額になったものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

2,602円になるということで、承知いたしました。

こういう端数が出てしまう、銭になるような部分というのは、通常あり得ないです。そういったところは、十分に今後も注意していただきたい、議会としてもしっかりと見ていきたいと思っています。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 先ほども、一般会計補正予算で増額の部分が合った、その根拠となる条例改正だと思います。この際お聞きしておきたいのは、いつも選挙の投票所、もしくは期日前投票所の立会人の確保、非常に御苦労されているとお聞きしております。

同時に、若い世代の方々に、選挙とはどういうものやということで、体験していただくことで、若い人の採用なども検討されてきたと聞いております。いよいよ7月には参議院議員通常選挙があります。9月には市議会議員一般選挙もございますが、その確保の状況、若い人の採用についてどうなのか。もう一つは指定病院等における不在者投票所の実態について、幾つかの介護施設や医療施設等でも、投票権を保障するという点で、不在者投票所を設けていただいているかと思うんですけども、その実態について、この際、関連になりますけども、お聞きしておきたいと思います。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の投票立会人の確保状況と

いうことでございます。

7月の参議院議員通常選挙につきまして、法で規定された人数については、何とか御協力をいただきながら確保することができておる状況でございます。

また、若い方の確保といたしますか、御協力につきましては、公募の立会人の方にも今回お願いをさせていただいておりまして、ある程度、これからも選挙で御協力をいただける方にも参画をいただけておると考えております。

それから2点目です。

病院施設等における不在者投票の状況ということで、本市では、指定している施設が16施設ございます。選挙の際には、不在者投票の手続きといたしますか、御案内も含めて病院施設を回らせていただいている状況でございます。

こちらにつきましても、今回、外部立会人ということで、金額は改正をさせていただいておりますが、こういった形で各施設にも御協力をいただきながら、選挙管理委員会といたしましても不在者投票を漏れなく対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 実態について答弁いただきまして、ありがとうございます。

有権者にとって参政権という点では、大事な業務になってくると思います。また、先ほど藤浦委員からもお話がありましたように、1日静まり返った施設の中で、あまりおしゃべりもできませんし、非常に緊張感のある中で立ち合いをやっていただくということでもあります。

報酬についても、上がったとはいえ、時間当たりでは最低賃金よりもまだ下回っ

ている状況であります。本当にボランティア精神に基づいた形でやっていただいているということもありますので、確保の状況、それから待遇の問題、投票所での環境改善というんですか、良好な環境をぜひ整えていただいて、有権者の投票の環境をよものにしていきたいと思います。

指定病院等の不在者投票については、今16施設ということでありました。市内の介護施設も増えてきており、投票したいんだけどもという方のお話もよくお聴きいたします。既に開設しておられるところ以外にも、ぜひ外部で不在者投票ができる機会を増やす努力もしていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 参考にお聞きしたいと思いますが、立会人の件はここに記載がありますけど、同じ事務をされる中で、職員が事務に当たられると思います。そのときの単価を教えてください。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 お答えいたします。

職員の単価ということで、開票作業にも職員が従事しております、職員の時間外勤務手当で対応をさせていただいております。

こちらにつきましては、予算の積算上の単価でしか把握ができませんので、正しい金額というのはお答えできませんが、職員につきましても、投票事務に従事する者、開票事務に従事する者、それぞれございます。長時間になりますので、なるべく重ならないように、割当てしておるところでございます。

開票の従事者についてでございますが、

予算の積算上で申し上げますと、単価といたしましては2,900円で計上をさせていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 同じように従事されていても、それほど差が出ているということは、非常にゆゆしき問題やと思っております。やはり最低賃金ぐらいは支払いできるように、何とか御努力いただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、議案第43号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、お伺いしたいと思います。

住登外者に対して付番をするということで書かれておりますが、少なくとも日本全国でユニークな番号を振る必要があるんじゃないかと思っています。要は、ほかのもの、例えば住基にも登録されていない、マイナンバーでもないということになるので、これはどのようにして、日本の中でユニークな付番をされるのか、ここについて、テクニカルな話ですけど、お伺いしたいと思います。

○野口博委員長 大西副理事。

○大西総務部副理事 住登外者、宛名番号

の考え方についてお答えをさせていただきます。

現在におきましても、各課の事務で、住登外者の宛名番号を利用しております。

こちらに関しては、各課で独自の番号をつけてやっているというものになっております。

今、御質問いただきましたユニークというお話なんですけれども、今回の条例改正におきましては、今までどおりの宛名番号を利用すると考えておりますので、特段、ユニークな番号というのは、現在考えておりません。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 一定理解しましたが、となると、行政単位ごとに管理している番号であって、行政区域が変わると、その付番が変わったり、例えば、付番が重複してしまうということが起こり得る状況ではないかと。

それゆえに、私は日本の中で、ユニークな番号を振る必要があるのではないかと考えました。なぜなら、重複して何らかの登録ができてしまう、そういう抜け道ができてしまうんじゃないかと思っています。

例えば、重複した番号によって、宛先が間違ってしまう、宛名が間違ってしまうということが起こり得ることも考えられます。そこについては、全国的なシステムとして、もうこれは、政府の問題かもしれませんが、一旦考える必要があるんじゃないかというところまでにとどめておきます。

○野口博委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 今回の条例改正は、外国人の方の生活保護に関する事務が、今までは

自治体ごとで設けられている条例でうたっていたものを、準法定事務ということに定められたことによって、この条例からは省きますよというのが一つです。もう一つは、今お話があったように、住登外者、例えば、東京都にいらっしゃる御家族の中のお子さんが、摂津市内の大学に入学されて、摂津市で生活されると。住民票はそのまま東京都に置いてあるけれども、摂津市内に住むという人のことを住登外者と呼ぶと思うんですけれども、その住登外者の方の事務については、今度はこの条例の中にうたう必要が出てきたことでの改正だと思います。

今、大西副理事からもお話がありましたように、今まで付けていた番号、使っていた番号をそのままこの制度に当てはめていくものだとことであります。あえてお聞きしておきますが、今までと今回とで、例えば、住登外者の方、もしくは市役所の中の業務について、変わることがあるのかなのか、もしあるようでしたらどんなことか、お聞きしておきたいと思います。

○野口博委員長 大西副理事。

○大西総務部副理事 今回の条例改正をした後に、市役所の内部事務に関して何か変わるのかというお話がございましたけれども、こちらに関しましては、今までと同じ運用になりますので、特に影響はございません。

ですので、市民の方に何か改めて手続をしていただくとか、そういったものでは全くございません。

以上でございます。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第47号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 一つお聞きしておきたいんですが、今回、公示送達について、インターネット等でも公示はできるようにしておくということが含まれていると思います。

基本的なことをお聞きしておきますが、市税に関わって行われる公示送達は具体的にどんなものがあるのか、現状ではどういうふうな形でやっておられるのか、基本的なことで申し訳ないですけど、お聞きしておきます。

○野口博委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

公示送達につきましては、こちらからの通知等におきまして、送付先から戻ってきた送付先不明分の効力を有効とするために、地方税法第20条の2におきまして、掲示板等でその相手方の掲示をすることによって、掲示開始後7日間の経過により書類の送達があったものとみなすことが規定されております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

もう少しお聞きしておきたいんですが、例えば、市税の場合、滞納等があって、督促が行われたり、催告書を送られたり、連絡がつかないようなケースがある場合に連絡しましたよという意味での公示をされるのも含まれているのかどうか。もしくは非常にセンシティブな内容で

はありますけども、競売にかけましたよというような内容も通達したけどつながらないというケースの場合も、公示送達の内容に含まれるかどうか、教えてください。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど石坂課長から答弁させていただきましたように、まず、市府民税であるとか、固定資産税の当初納税通知書を送達いたします。それで、返戻になった場合に、現住所等を確認して、それでも分からず、転出先も分からないような場合に、公示送達を行っておる状況でございます。

当初納税通知書をお送りして、その後、公示送達になった場合、督促状や催告状、場合によっては差押えの滞納処分の通知書等についても、届かない場合がございます。

その場合についても、安藤委員がおっしゃられるように、公示送達という手段を取って、送達したとみなすというような形を取っております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

そういった公示したよと、相手がいらっしやらないし、届ける術がないということで、市役所の前の掲示板に掲示されているんだと思います。これまでの掲示板への掲示と比べて、インターネットでの公示ということについてのメリットと、それから私はインターネットに載るということは、直接的なのか分かりませんが、昨今問題になっているデジタルタトゥーというような言葉もありますように、一旦デジタルでインターネットに載せられたものは、発

信者が消したとしても、それは残り続けるというような心配もあるわけです。非常に懸念する点もあるんじゃないかと思うんですけども、その点はどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせください。

○野口博委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 公示送達インターネット利用につきましては、現在手続の方法に庁内関係各課による検討が進められているところでございます。

ただいまの安藤委員のお話のとおり、個人情報の取扱いの部分になってまいりますので、その保護に配慮してJ P E G等のファイル形式を用いた情報の大量収集、拡散防止対策も含め、庁内の統一的な手続による、公示送達の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

これから、どのように運用していくのかという検討に入られるかと思います。

インターネット上での情報というのは、私もよく分からないところがあるんですが、その情報によって、様々にそれが捏造されたりというケースもお聞きします。そういった意味で、非常にセンシティブであり、運用は非常に慎重に考えないといけないものではないかと思っておりますので、技術的な面も含めて、配慮していただいて、慎重な検討をお願いしておきたいと思えます。

このぐらいにしておきます。

○野口博委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第45号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、第45号所管分に関して伺います。

今回の改正は、育児休業等をフレキシブルに取れるということかと思いますが、これによって、人事システムが今対応できているのかというのと、あと人事課の業務負担として、増えることがないかということを確認したいと思います。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、お答えいたします。

人事課の職員負担についてですが、制度が複雑化しますと、当然それを処理する職員に負担がかかるというのは一般的な話であろうかと思います。

ただ、給与も休暇もシステム化しており、システム改修につきまして、ベンダーに依頼をしております。

法改正ということで、全国一律の改正でありますので、どこの自治体でも同様の改正が行われるものであろうということから、しっかりと対応いただくこととなります。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

対応は可能ということで、業務もそれほど増えることがないという認識でいいのかと思います。従前から言わせていただいていますけども、いつも午後9時ぐらいに市役所前を通ると、4階・5階の電気がついていることが常態化しているので、これ

については抜本的に改革してほしいというふうに願っておりますので、またよろしくをお願いします。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 今回の条例改正、大きく分けて二つあると理解しています。一つは妊娠・出産、もしくは育児等に係る職員に対して、意向をお聴きしたりとか、配慮をしていく、もしくは仕事と育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認、こういったものも規定するというものが盛り込まれておるかと思うんです。

それでお聞きしたいのは、出生時、もしくは育児期の両立支援制度というのはどんなものを想定しているのか、現段階でも行われているものなのか、新たな規定となっているものなのか、最初に一つお聞きしたいと思います。

もう一つの改正点として、育児休業に関わって、部分休業の制度が一つ、休業の取り方が変わるということだと思います。

現行では、1日2時間を超えない範囲で仕事をしなくて休業できるというような制度になっているかと思いますが、今の制度の部分休業制度において、利用状況はどうなっているのか、男性、女性、それから常勤、非常勤ごとで、分かりましたら教えてください。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、まず出生時両立支援制度、育児期両立支援制度としては、育児短時間勤務であったり、部分休業であったり、子の看護休暇であったり、そういった制度がございます。

こういった制度を所属長が、しっかりと所属職員に伝える、周知する、意向を確認

する内容となっています。

あと、部分休業ですけども、令和7年度の利用状況といたしまして、男性が2名、女性が17名、合わせて19名であり、これらは全て正規職員となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

現状ある制度について、当事者の方がそういった出産を迎える、もしくは育児の状況になる前、もしくは育児の状況に入ったというようなときに、きちんとこういった制度がありますよとお知らせをし、利用されたらどうですか、利用しますか、きちんと所属長から確認する、そういったものが条例に規定されたと理解したらいいのか、現状やっているものを、改めて条例にきちんと書いたものと理解していいのか、確認しておきたいと思います。

それと、両立支援制度と併せて「職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認する措置」というのが、条例にあります。仕事と家庭生活、両立をするために支障になっていることの改善をするための措置についても意向を確認することになっていますが、その点はどんなものなのか、かなり所属長とコミュニケーションも取られ、信頼の上に立って、相談をしないといけないことであったり、もしくは支障となっているものは、それぞれによって違うかと思いますが、どんなところまで踏み込めるのか、想定されているようなこと、人事課としてどのぐらい関与されるのかということをお聞きしておきます。

それから、部分休業につきましては分かりました。現状では男性2名と女性が17名、特に2時間ということであれば、お子

さんの保育所へのお迎え、送りとか、そういったものに活用されるのではないかと
思っているわけです。

それで、2回目に聞きたいのは、新たな第2号部分休業というのが設けられると。常勤職員でいくと、今まで1日2時間というような1日ごとの制限が設けられていたものが、1年を通して、常勤職員では77時間30分、非常勤職員であると、1日当たりの勤務時間の10倍を年間で確保してもらって、その使い方については当事者の方々の裁量で使える。もちろん業務に支障がないという前提がありますけれども、利用できるということになったかと思
います。職員にとっての利用の範囲、どのぐらい期待できるものがあるのか、分かる範囲で教えていただきたい。それから、非常勤職員は、現状では、この部分休業をほとんど誰も利用されていないようですが、今回の改正で利用の範囲が広がっているようでありますので、その範囲の内容と、それからその意義についてもお聞かせ
いただきたいと思います。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 まず、勤務時間条例に関する御質問ですけれども、制度の周知は、もちろん既に行っておりまして、所属の職員が、所属長に相談をしている事例は多数聞いております。

ただ、今回の改正内容の意向確認は、必ずしも行ってはおりませんでした。

今回、追加となる意向確認につきましては、国からの通知におきましても、所属長が行うということとなっており、これまでの制度に主語として所属長が追加され、労務管理の一環になると考えております。

あと、家庭の状況に起因して職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改

善に資する事項の意向確認についてのお
問いであったかと思ひます。

こちらは、改善に資する事項として、始業の時間や終業の時間に関する内容であ
ったりとか、あと業務量の調整、こういったものが主に考えられると思ひます。

委員からもお話いただきましたけれども、やはり所属長と職員とが、法改正の趣
旨にのっとりながら、あくまでその仕事を行う職場として、しっかりと可能なライン
を探し配慮するということになります。

所属長には、コミュニケーション、信頼力、労務管理といった面から、所属職員が
こうした制度を活用できるためのマネジメント、労務管理が必要になりますので、
こうした能力の発揮を期待するところで
ございます。

あと部分休業の改正に伴い、どれくらい
の利用が見込まれるか、期待されるかとい
うお問いであったかと思ひます。

条例の可決をいただけたら、それ以
降に、制度周知と意向の確認を行います。
見込みなので正直何とも言えない部分は
ありますが、第1号利用が、本市におい
ては多いのではないかと考えております。

あと、非常勤職員に本制度を導入する意
義という御質問であったかと思ひます。

この第2号部分休業の導入は、子の年齢
に応じた柔軟な働き方を実現するための
措置の拡充ということでありまひす。

正規職員共々家庭があるというのは、非
常勤職員も同様でございます。以前は、正
規職員と比べて全体的に非常勤職員の休
暇は充実していないと言われている部分
もありましたけれども、正規職員と同様の
制度がしっかりと国においても施行され
ることについては、非常にいいことである
と考えています。

なお、今回の部分休業について、非常勤職員におきましては、対象となる子の範囲を、小学校就学前の子に拡充しており、また、子の看護等の休暇についても、令和7年4月1日から常勤と合わせて範囲の拡大をするなど、仕事と生活の両立の支援の拡充として、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、社会全体として取り組んでいるということで、本市も事業者の一つとして、しっかりとそれを進めていくと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

選択肢が増えたということなので、しっかり周知をしていただけたらと思います。

それで、この間も職員の働き方改革、いろいろと進められてきておられるかと思えますし、会計年度任用職員の処遇改善等も進んできているという流れの中だと思うんですけども、やっぱり職場でお休みを取る上で、一番気になるのは、迷惑をかけるのではないかというような思いだと思います。

今、非常に少ない人員で、非常に多様な業務で、多くの職員が頑張っているわけで、職場内でのコミュニケーションがしっかり図られていないと、所属長が適切な意向であるとか、相談に乗るということも難しいでしょうし、お休みを取る側にしても、やっぱり休むことに対して、非常に負担を感じながら休まざるを得ないような状況になってしまえば、非常にこの制度そのものが形骸化していく可能性も出てくるかと思えます。改めて職員間でのコミュニケーション、それからきちんとした情報提供を行う。そのためには、人事課から、各部署、所属長に、この制度の理解、

この制度だけでなく、全体の人事、労務管理の制度について、熟知してもらうように、随時、資料提供、情報提供をしていただきたいと思います。要望としておきます。

以上です。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時1分 休憩)

(午前11時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第４７号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前１１時３分 閉会)

摂津市議会委員会条例第２９条第１項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 安藤 薫